

## 令和8年度「岡山県の高校生短期留学プログラム」の募集について（募集要項）

岡山県教育委員会では、優れた国際感覚や国際理解の増進を図る上で、高校生段階における海外留学の経験が非常に有効であることから、岡山県内の高等学校及び中等教育学校後期課程に在籍する生徒の留学を促すことを目的とする「岡山県の高校生短期留学プログラム」として、民間事業者の企画及び実施するプログラムを募集する。

### 1 研修企画の名称

「岡山県の高校生短期留学プログラム」（以下「プログラム」という。）

### 2 プログラムの実施時期

令和8年度に出発するもの

### 3 プログラムの実施主体

高校生を対象とした、海外ホームステイや語学研修等の旅行を実施した実績のある旅行業者等、民間事業者。但し、海外募集型企画旅行を取り扱えるものに限る。

### 4 プログラムの条件

#### (1) 実施日

次の期間中の連続した14日以上とする。

令和8年7月18日から令和8年9月1日まで

令和8年12月25日から令和9年1月7日まで

令和9年3月20日から令和9年4月7日まで

ただし、上記の期間の前後が週休日又は祝日の場合はプログラムの期間に含めることができる。

#### (2) 参加者及び募集方法

岡山県内の高等学校又は中等教育学校後期課程に在籍している生徒。ただし、特に希望のある場合は、岡山県内の中学校（義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。以下同じ。）の生徒及び他都道府県の中学校、高等学校又は中等教育学校に在籍している生徒も参加することができる。

参加者の募集は、プログラムを企画している民間事業者が、学校訪問や各地域での説明会を開催するなどにより、県内全域の高校生に周知を図り、参加者を募る。

#### (3) 定員

1プログラムにつき20人程度とする。

#### (4) 内容

次に挙げる内容のうち2つ以上を含む活動内容を計画すること。

- ・英語研修
- ・現地校との交流
- ・科学的又は文化的施設やイベント等の見学
- ・現地の会社、大学や研究所等への訪問
- ・ホストファミリーとの体験イベント等を通じた交流
- ・その他、現地の特色を踏まえた、高校生にとって貴重な活動や体験となるとと思われる内容

## (5) 事前説明会

プログラムを実施するまでに、参加生徒及び保護者を対象として、2回程度の事前説明会を実施し、参加生徒にとってより充実した留学体験となるよう支援するとともに、保護者の不安や疑問に十分対応すること。

開催《例》： 2か月前 留学の心構え、ホームステイの留意点、渡航に係る準備 等

10日前 ホストファミリー案内、参加中の注意事項、保護者への依頼 等

## (6) その他

プログラムを企画及び実施するに当たって、次のことに留意すること。

- ・全行程を通じて添乗員又は引率者等が同行すること。
- ・英語に触れる場面をできるだけ確保する観点から、滞在はホームステイを原則とする。
- ・英語の学習だけにとどまることなく、滞在先の文化や自然等を体験できる機会を設けること。
- ・緊急時の連絡体制を明確にし、危機管理と安全確保に十分配慮すること。

## 5 プログラムの審査と認定

民間事業者は、別紙「岡山県の高校生短期留学プログラム申請書」とともに、企画提案するプログラム内容を岡山県教育委員会に提出する。岡山県教育委員会は、提出されたプログラム内容を審査し、本事業の趣旨に合う適切なプログラムであることが確認された場合は「岡山県の高校生短期留学プログラム」として認定するとともに、企画した民間事業者等と連携して県立高等学校及び中等教育学校を中心に周知を行う。

なお、審査の過程において、必要に応じて岡山県教育委員会から企画した民間事業者へプログラムの改善等を依頼することがある。

申請の期間は次のとおりとする。

- ・第1次募集（夏季に実施するプログラム）：令和8年4月1日から5月15日まで
- ・第2次募集（冬季又は春季に実施するプログラム）：令和8年7月21日から12月28日まで

## 6 実施状況の報告

プログラムを企画・実施した民間事業者は、プログラム実施完了後1カ月以内に「岡山県の高校生短期留学プログラム実施状況報告書」(別紙様式例)を岡山県教育委員会に提出する。報告書には、参加者の満足度等がわかるアンケート結果を含めること。なお、提出された「岡山県の高校生短期留学プログラム実施報告書」は公表することがある。

## 7 その他

- ・プログラムは、実施主体である民間事業者と参加者及びその保護者との募集型企画旅行契約の締結により実施される旅行であり、プログラム実施に係る手続き及び実施中の事故等に関して、岡山県教育委員会は責任を負わない。
- ・プログラムを企画した民間事業者は、岡山県教育委員会の求めに応じて資料提供すること。
- ・プログラムを企画した民間事業者が主催する説明会等において、必要に応じて岡山県教育委員会の担当者が参観することがある。
- ・本事業の趣旨から不適切であると判断される内容又は行為があった場合は、認定後であってもそれを取り消すことがある。